

高岡市長

殿

住 所

〒〇〇〇-〇〇〇〇

届出者 氏名又は名称

〇〇県〇〇市〇〇 〇番地

法人の代表者の氏名

株式会社〇〇建設

電 話 番 号

代表取締役〇〇 〇〇

0766-〇〇-〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項) 振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

|   |  |            |      |      |
|---|--|------------|------|------|
| 建設工事の名称   | 〇〇ビル解体工事   |            |      |      |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類                                    | 鉄筋コンクリート 3階建   |            |      |      |
| 特定建設作業の種類   | 三 さく岩機を使用する作業  |            |      |      |
| 特定建設作業に使用される騒音(振動)規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様           | 大型油圧式ブレーカー(バックホウに装着) 〇〇社製 B40  |            |      |      |
| 特定建設作業の場所   | 高岡市〇〇 〇番地  |            |      |      |
| 特定建設作業の実施の期間  | 自 〇年 〇月 〇日   | 至 〇年 〇月 〇日 | 〇〇日間 |      |
| 特定建設作業の開始及び終了の時刻  | 作業開始   | 作業終了       | 作業日  | 実働時間 |
|   | 自 8時   | 至 17時      | 平日   | 8時間  |
| 騒音(振動)の防止の方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場周囲に養生シートを設置する。</li> <li>・低騒音型機械を使用する。</li> </ul> |            |      |      |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名                        | 高岡市〇〇 △△番地 〇〇商事株式会社<br>代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号〇〇-〇〇〇〇   |            |      |      |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所                                      | 高岡市〇〇 〇番地 株式会社〇〇建設<br>現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号〇〇-〇〇〇〇  |            |      |      |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 高岡市〇〇 □□番地 〇〇株式会社<br>代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号〇〇-〇〇〇〇   |            |      |      |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所               | 高岡市〇〇 □□番地 〇〇株式会社<br>現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号〇〇-〇〇〇〇   |            |      |      |
| 添 付 書 類   | (1) 特定建設作業の場所の付近の見取図<br>(2) 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したもの                  |            |      |      |
| ※ 受 理 年 月 日   |  |            |      |      |
| ※ 審 査 結 果   |  |            |      |      |

- 備考
- この届出書は、騒音(振動)規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の種類欄には、騒音(振動)規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 騒音規制法施行令別表第2

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

## 振動規制法施行令別表第2

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）